

回 答

各事業者 様

東大阪市教育委員会 学校給食課

E-mail: gakkyl@city.higashiosaka.lg.jp

FAX: 06-4309-3867

電話: 06-4309-3276

東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託にかかる質問事項

質問内容	回答
<p>「実施要領7（7）ウ③企画書」において記載されている「事業者独自様式でも構わないが、評価基準、項目番号等を明示し、各項目1枚に収めること。」の解釈について2点確認させていただきます。</p> <p>1. 「評価基準の明示」とは、（様式7）企画書の順に項目番号を付し、各項目のタイトルとして【資料4】に記載の評価項目を明示する、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. また、「各項目1枚に収めること。」については、両面印刷による1枚（片面2ページ分）まで記載可能なのか、それとも片面1ページ以内に収める必要があるのか、ご教示願います。</p>	<p>1. 各項目1ページごとに本市の「（様式7）企画書」に記載のある（様式7）提出書類番号③、4～9までの項目番号及び評価項目を記載し、標題についても記載してください。</p> <p>2. 片面1ページ以内に収める必要があります。</p>
<p>「仕様書6頁 8（5）①配送」において、「各対象校の給食開始時間の30分前までに配膳室に配送すること。」と記載されています。</p> <p>一方、【資料5】調理作業指示書には、最後の配送校への到着時刻を11時40分と仮定する旨が示されています。</p> <p>配送体制を検討する際は、【資料5】記載の11時40分を基準とすべきか、あるいは「給食開始時間の30分前まで」を基準として設定すべきか、ご教示願います。</p>	<p>配送体制については、「給食開始時間の30分前まで」を基準にして検討してください。</p> <p>45分授業の校時の場合は、通常時より給食時間が20分程度早まる場合がありますが、45分授業の学校があった場合も、間に合うよう対応していただきます。</p> <p>今回提出いただく作業工程は、調理作業指示書に記載の仮定に沿って作成してください。</p>